

## 中高年世代活躍応援プロジェクト和歌山県協議会設置要領

### 1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、骨太の方針 2019 に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和 2 年より都道府県ごとに関係機関や団体を構成員とする「和歌山就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「和歌山 PF」という。）を設置し、官民が協働して和歌山県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和 6 年度までの約 5 年間の集中支援に取り組んできた。

今般、昨年閣議決定された骨太の方針 2024においては、令和 7 年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、和歌山 PFにおいても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）に対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓げるための支援に取り組んでいくこととなった。これに伴い「和歌山就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」については「中高年世代活躍応援プロジェクト和歌山県協議会」（以下「和歌山県協議会」という。）と名称を改めることとする。

和歌山県協議会においては、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である（別添 1 参照）。

### 2 構成員

和歌山県協議会の構成員については、行政機関、経済団体、労働団体等の別紙 1 の機関・団体を構成員とする。

### 3 各構成員の役割

上記 2 の構成員の役割は、下記のとおりとする。

#### (1) 行政側

①和歌山県（労働関係部局）

- ・和歌山県協議会取りまとめ共同事務局
- ・中高年世代活躍応援プロジェクトに係る和歌山県協議会の事業実施計画  
(以下「事業計画」という。) 策定に関する共同取りまとめ、和歌山県が実施する各種事業の進捗管理
- ・各種支援策の周知広報

②和歌山県（保健福祉関係部局）

- ・管内の市町村 PF の設置・運営に関する管内市町村との連絡調整
- ・生活に不安を抱え、支援を必要とする者の実態やニーズの把握
- ・管内市町村 PF の先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報

③和歌山労働局

- ・和歌山県協議会取りまとめ共同事務局
- ・事業計画策定に関する共同取りまとめ、和歌山労働局が実施する各種事業の進捗管理
- ・各種支援策の周知広報

④市町村（和歌山県市長会、和歌山県町村会）

- ・和歌山県協議会取りまとめ共同事務局への政策提案
- ・各種支援策の周知・広報

⑤就労等支援機関（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会、若者サポートステーションわかやま、南紀若者サポートステーション）

- ・専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人確保
- ・職業的自立に向けた支援
- ・中高年世代を対象に含む職業訓練
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・就労に向けた関係機関の連携強化
- ・管内の市町村 PF への参画
- ・各種支援策の周知広報
- ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案

(2) 経済団体、労働団体等

- ・企業に対する中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ

- ・企業に対する中高年世代に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案

#### 4 和歌山県協議会における取組事項

和歌山県協議会においては、次の（1）から（4）までに掲げる事項について、協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

##### （1）気運醸成と各種支援策の周知広報

和歌山県内の中高年世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

##### （2）支援対象者の把握

支援対象となる次の3類型の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

なお、①、②の対象者数については、「都道府県別・中高年世代活躍応援プロジェクト支援対象者数推計表」（別添2）の推計を参考とする。

###### ①不安定な就労状態にある方

（※）正規雇用を希望しているながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

###### ②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

（※）統計上、非労働人口のうち、家事も通学もしていない方など

###### ③生活に不安を抱え支援を必要とする方

（※）ひきこもりの状態にある方、生活困窮に陥っている方や社会参加を希望する長期無業の方など、就労支援だけでなく社会参加に向けた支援を必要としている方

##### （3）目標、KPI の設定及び事業計画の策定

###### ①上記（2）の支援対象者ごとの取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）

を設定するとともに、KPI（当該目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。）を可能な限り定量的に設定する。

###### ②目標、KPI を達成するため、構成員ごとに実施していく取組項目を設定した事業計画を策定する。

###### ③事業計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

#### (4) 市町村 PF との連携

和歌山県（保健福祉関係部局）は、市町村 PF の設置・運営について、市町村と連絡調整を図り、管内市町村 PF との情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・市町村 PF の設置・運営に関する市町村への助言等
- ・市町村 PF の好事例の周知等
- ・雇用に当たって必要な配慮等県レベルの経済団体への対応依頼（※）

※経済団体等への対応依頼については、和歌山県労働関係部局において、和歌山県保健福祉関係部局と連携して行う。

### 5 会議の開催

上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとするが、この他必要に応じ開催することもできるものとする。

また、会議の開催方法については、対面での開催のほか、書面による開催又はオンラインによる開催についても、各構成員のニーズや通信環境等を考慮した上で行うこととする。

### 6 秘密の保持

和歌山県協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### （附則）

この要領は、令和7年7月25日から施行する。